

広島市歯科医師会だより

社団法人広島市歯科医師会

第 60 号

(H24.4.10)

今月のトピックス

巻頭言 中区支部 橋本正毅	1 ページ
行事報告	
第 81 回評議員会	2 ページ
3 月 6 日テレビ取材	3 ページ
広島市教育長より感謝状贈呈	4 ページ
救急蘇生委員会	4 ページ
第 7 回会館建設対応検討特別委員会	5 ページ
第 103 回定時総会	5 ページ
広島市歯科衛生連絡協議会	7 ページ
支部便り 南区支部	10 ページ
執行部からのお知らせ	
乳幼児健診事業へ従事する際の事故は公務災害に	11 ページ
「生活と医療」が出版されました	11 ページ
各部からの報告	
学術部	12 ページ
保険・医療対策部	12 ページ
情報調査部	13 ページ
広報部	19 ページ
会員広場 東区支部 竹本美保	20 ページ
3 月定例理事会報告	24 ページ
広島市歯科医師会だより第 48-59 号(H23.4 月-H24.3 月) 総目次	26 ページ

巻頭言

(広島県歯科医師会代議員の巻)

最近、徒歩通勤を始めました

中区支部 橋本正毅

どうも満員電車は苦手で、これまでも自転車通勤でした。片道 25 分、往復で 50 分くらいかかりますが、車に乗ってはいは気付かない事や風を感じ、匂いを感じられません。休みの日も、広島旧市内はほとんど自転車で移動できるので便利です。その

日の気分でクロスバイク、マウンテンバイク、ママチャリと 3 台を乗り分けています。

日頃、自転車通勤をしていますし、休みの日はスポーツで体を動かすようにしていますので体力には多少の自信はあったのですが、ある日、高校生の子供と一緒に走

る事がありました。ちょっと走ると足は痛いし、息はゼーゼー。まったく追いつけません。これはまずいと思い、徒歩通勤に変えました。

歩いてみると非常に爽快で、新たな発見がありました。季節の移り変わりによって木々の葉の色が変化してきますし、黄色に染まった素晴らしい銀杏並木にうっとりしてしまいます。また、同じように徒歩通勤している人が思っていた以上に多い。また、



自転車通勤で乗るクロスバイク

その人達の足の早いこと。まったく追いつけません。でも、始めた当初は片道 50 分かかっていましたが。最近は40分位です。

歩いてみて感じた事は、足腰を鍛えると言うよりは空気がいっぱい吸えると言うことです。診療を始める時、朝からモチベーションが上がります。

「健康な体に健全な精神が宿る！」と感じています。



徒歩通勤しています

行事報告

第81回 評議員会

3月5日(月)午後7時より広島県歯科医師会館6階「ハーモニーホール」にて、議長 福島一則 副議長 藤本由三、議事録署名者 波田佳範 山崎裕司にて第81回評議員会が開催されました。

氏名点呼の後、山本智之専務理事の開会の辞により始まりました。

土江健也会長から「一般法人への移行を踏まえて来る24日に開催される定時総会に上程する報告事項、議案等について

慎重なご審議の上、ご了承いただきたい」と挨拶がありました。

会議宣告、議事録署名者の指名に続いて会務概況報告と各部事業報告が専務理事から、救急蘇生委員会・苦情相談・広島市歯科医療福祉対策協議会の4事業について各理事から報告されました。また特別委員会である定款・諸規程等改正検討委員会佐々木元委員長より答申内容の説明がありました。その後の議事で

は9議案が上程され、すべて原案通り承認可決されました。

協議事項においては一般社団法人移行に伴う定款・諸規程の改正について担当の熊谷宏副会長より説明が行われました。

最後に川原正照副会長より「3月24日の総会には是非ご出席を」との閉会の辞をもって滞りなく終了しました。



土江会長の挨拶



議長 福島一則氏 副議長 藤本由三氏

3月6日テレビ取材

日時 3月6日(火)午後2時
場所 広島口腔保健センター

および広島市歯科医師会会長室
土江健也広島市歯科医師会会長が広島テレビの人気番組「テレビ派」の取材を受け、「歯の健康は全身の健康」と題した話をしました。

内容は、

- ①抜けた歯を放置するとどうなるか
- ②噛み合わせが悪いと転倒しやすくなる
- ③歯を失う原因の多くは歯周病
- ④糖尿病等さまざまな病気と歯周病との関連

についてで、この模様は、3月8日(木)「テレビ派」内の健康相談室コーナーで放映されました。人気番組だけあって放送日にはリスナーから7つもの質問が同番組に寄せられましたが、生憎土江会長は日歯代議員会で出張中のため、川原正照副会長が代わりに質問に答えました。

なお、土江会長は昨年11月にも同番組から「放っておくと危険、歯周病」と題した取材を受け、その模様は12月1日に放送されました。



広島市歯科医師会の白衣を着て取材を受ける土江健也会長

広島市教育長より感謝状贈呈

広島市より社団法人広島市歯科医師会へ感謝状が贈呈されました。

平成24年3月7日(水)午後1時より広島市役所北庁舎6階の教育委員室にて、感謝状の贈呈式が行われました。

これは、広島市の公立の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などに広島市歯科医師会が作成した歯科啓発冊子「あなたの歯 あなたの健康 そしてあなたの豊かなる人生」を広島市歯科医師会、安佐歯科医師会、佐伯歯科医師会及び安芸歯科医師会の4地区歯科医師会共同で寄贈したために贈られました。

贈呈式には、広島市より尾形完治広島

市教育長、荒木靖昌学校教育部長、上田典之健康教育課長のご列席のもと、土江健也広島市歯科医師会会長、穴村紳一安佐歯科医師会会長、甲野峰基佐伯歯科医師会会長及び岡田信彦安芸歯科医師会会長(代理 藤井洋司安芸歯科医師会公衆衛生部理事)に尾形完治広島市教育長よりそれぞれ感謝状が手渡されました。

贈呈式の前に尾形教育長より、このたびの啓発冊子の寄贈に対し感謝の意が述べられ、広島市としても「噛ミング30」運動の推進など食育に力を入れており、今後ともご協力をお願いしたい旨のお話がありました。



感謝状を贈呈された4地区歯科医師会会長

救急蘇生委員会

3月13日(火)午後7時より入船正浩広島大学歯学部教授他のご出席の元、救急蘇生委員が開催されました。

土江会長の挨拶で始まり、続いて自己紹介が行われた後、入船教授から今年度の出勤報告、本山智得理事からこれまで

の活動についての報告がされました。

協議では、AEDを使った実習付講演会の開催について検討されました。

最後に、川原正照副会長の閉会の辞で委員会が終了しました。

救急蘇生委員会構成団体

広島大学歯学部

岡本哲治(大学院医歯薬学総合研究科
創生医科学専攻 先進医療開
発科学講座)

鎌田伸之(大学院医歯薬学総合研究科
展開医科学専攻 顎口腔頸部
医科学講座)

入船正浩(大学院医歯薬学総合研究科
展開医科学専攻 病態制御
医科学講座)

広島大学医学部

河本昌志(大学院医歯薬学総合研究
科 展開医科学専攻 病態

制御医科学講座)

谷川攻一(大学院医歯薬学総合研究科
展開医科学専攻 病態薬物治
療学講座)

広島市

臺丸尚子(健康福祉局保健部長)

山下 聡(消防局長)

広島市歯科医師会

土江健也(会長)

川原正照(副会長)

熊谷 宏(副会長)

山本智之(専務理事)

本山智得(理事)

第7回会館建設対応検討特別委員会

標記委員会が3月19日(月)午後 7 時
30 分から広島市歯科医師会2階会議室
にて開催されました。

この特別委員会の職務分掌の一つであ
る「広島市歯科医師会が考える口腔保健

センターのあるべき姿について」を協議す
るための資料として、政令指定都市にお
ける口腔保健センターの現状を調査する
ため、十三大市歯科医師会宛てのアンケ
ートの項目について協議を行いました。

第 103 回定時総会

日時 3月24日(土) 午後3時
場所 県歯会館6階「ハーモニーホール」
議長 田中英樹 副議長 細原賢一
議事録署名者 森本慎樹 能美和基

市歯会第 103 回定時総会は、会員 59
名の出席のもと、山本智之専務理事の開
会の辞によって開始されました。4 名の物
故会員に対する弔意黙禱の後、土江健也
会長より「現在の定款による広島市歯科
医師会最後の年度にあたり、コンプライア
ンスに基づく高い透明性を持つ会務運営
のもと、会員の先生方からの意見に耳を
傾けながら、新生広島市歯科医師会の構

築に執行部一同全力を傾注いたしますの
で、ご理解とご協力の程、よろしく御願
いいたします。」との挨拶がありました。

続いて山科透県歯会長の来賓挨拶、
古希を迎えられた久保木利正氏、住田彰
弘氏、三宅通太氏への記念品贈呈、平成
23 年度における各種表彰者(下記)の披露、
新入会員の藤田友昭氏、濱岡代枝氏、前
田羊一氏、山村辰二氏、中島克氏 5 名の
紹介の後、議長、副議長の選出が行われ
会議に入った。会議では会務報告の後議
事に入り、下記の議案について審議され
ました。

議事事項

- 第 1 号議案 平成 23 年度一般会計収支補正予算案に関する件
- 第 2 号議案 平成 22 年度一般会計収支決算並びに財産目録の承認を求める件
- 第 3 号議案 平成 22 年度会館維持特別会計収支決算について承認を求める件
- 第 4 号議案 平成 22 年度医事対策特別会計収支決算について承認を求める件
- 第 5 号議案 平成 24 年度事業計画案に関する件
- 第 6 号議案 平成 24 年度収支予算案(正味財産増減予算書)に関する件
- 第 7 号議案 平成 24 年度本会会費賦課額並びにその徴収方法に関する件
- 第 8 号議案 社団法人広島市歯科医師会殊遇規程の廃止について承認を求める件
- 第 9 号議案 その他の案件

すべての議案が原案通り可決承認され、川原正照副会長による閉会の辞の後、懇親会が行われました。

各種表彰受賞者氏名

叙勲 旭日双光章

小松昭紀

広島市長表彰(保健医療事業功労)

川原正照

平成 23 年度広島市学校保健功労者表彰

河原利哉 三宅茂樹 中西恵治

永年勤務学校歯科医表彰

野坂寛

広島県国民健康保険団体連合会理事長表彰

森本克廣 福永健一



古稀の表彰を
受ける先生方

第 103 回定時総会の様子



広島市歯科衛生連絡協議会

3月26日(月)午後7時から広島県歯科医師会館2階「広島市歯会会議室」で開催されました表記の会議にて広島市の宮城課長から以下の報告がありました。

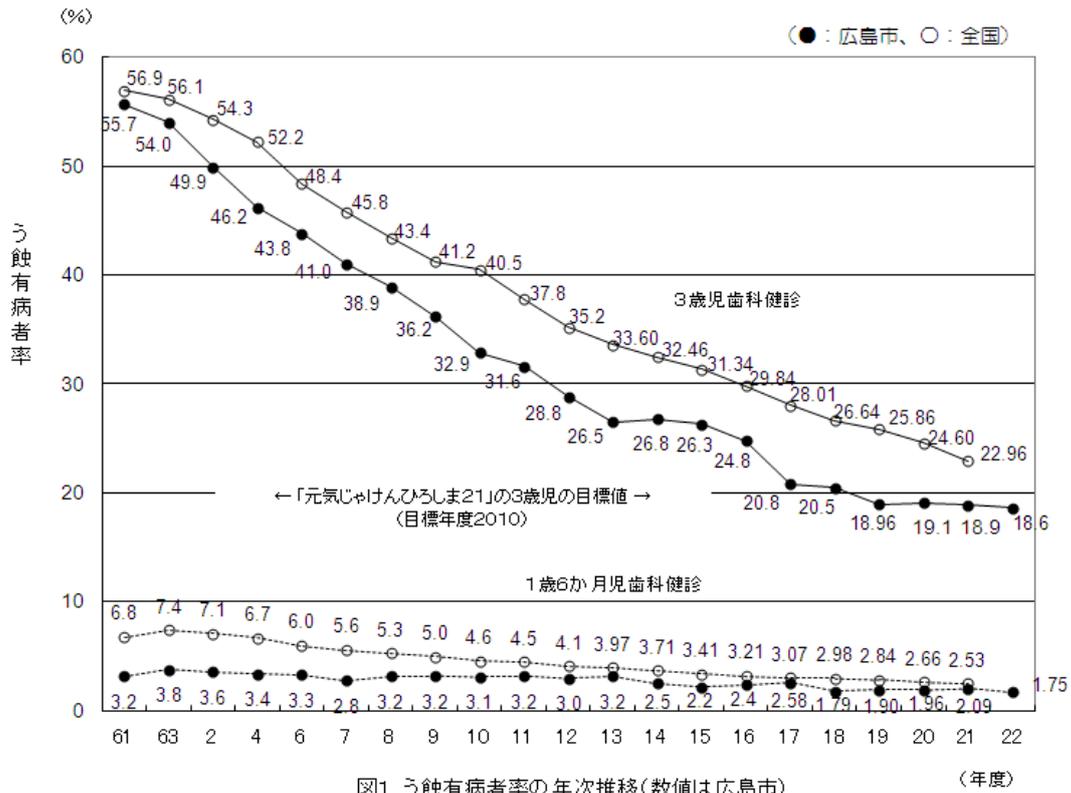


図1 う蝕有病者率の年次推移(数値は広島市)

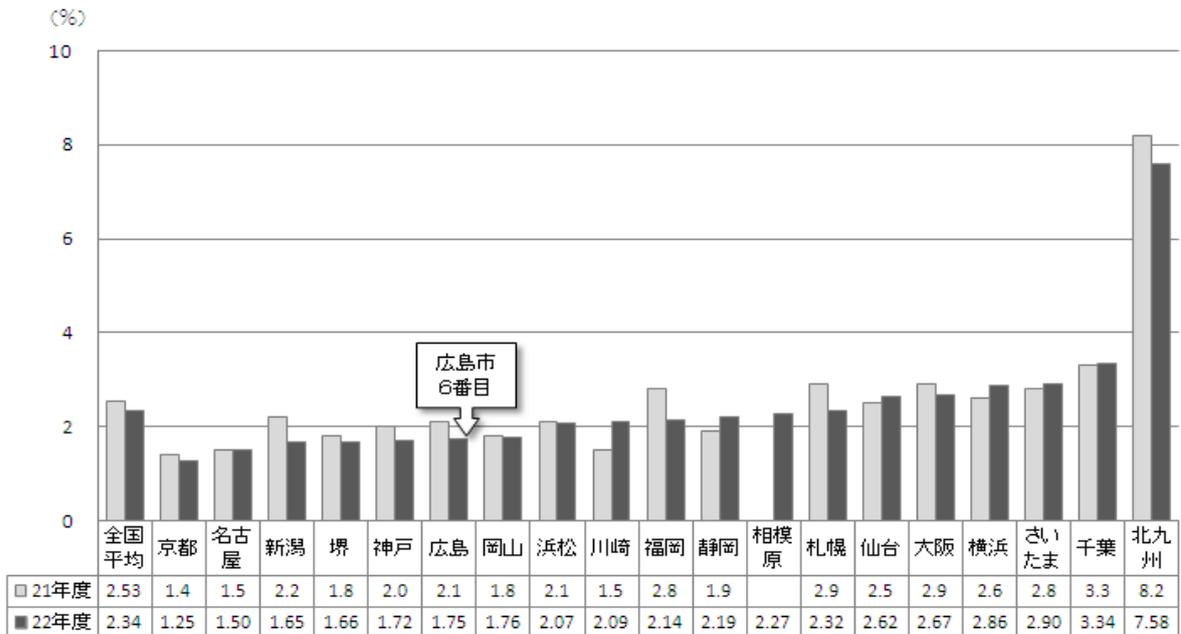


図4 政令指定都市の1歳6か月児歯科健診う蝕有病者率

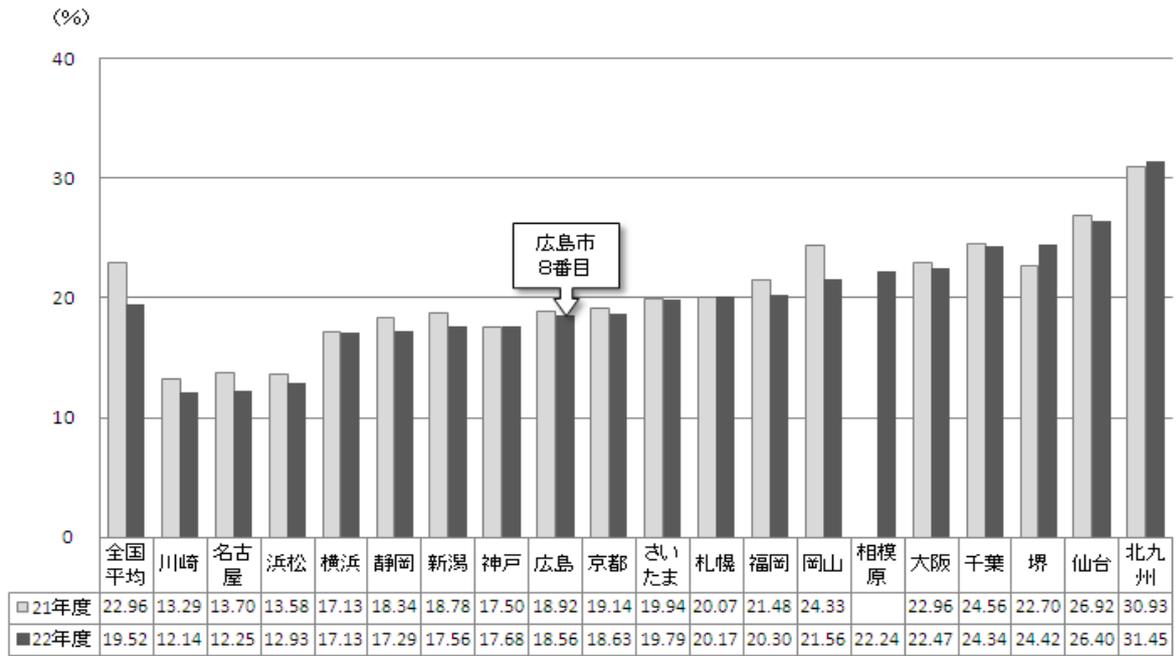


図5 政令指定都市の3歳児歯科健診う蝕有病者率

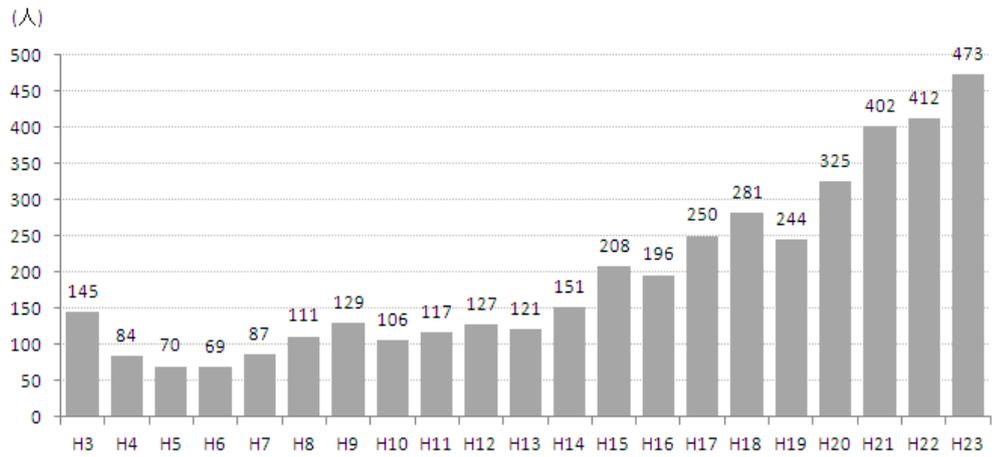


図10 「8020」いい歯の表彰受賞者数の推移

(年度)

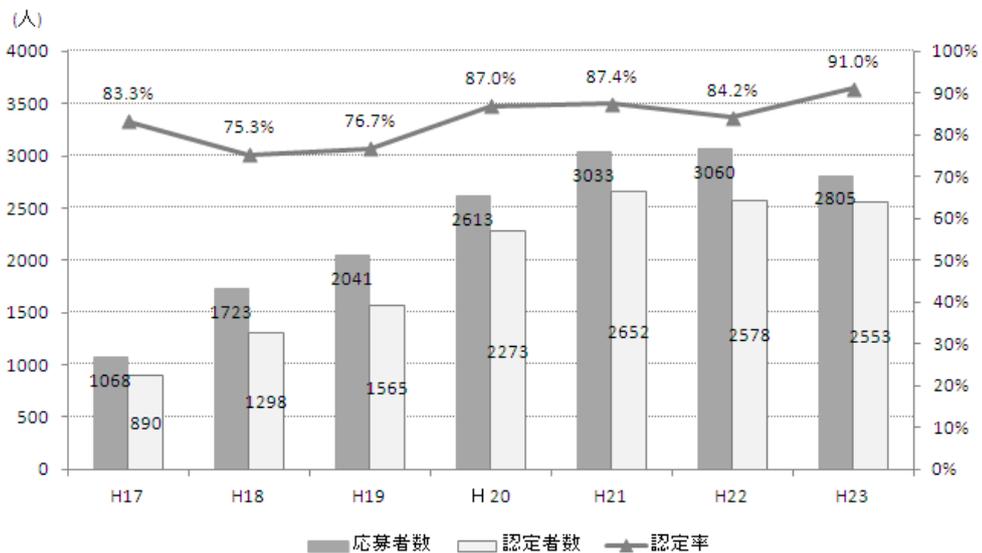


図11 ビューティフル歯ッション賞認定者数の推移

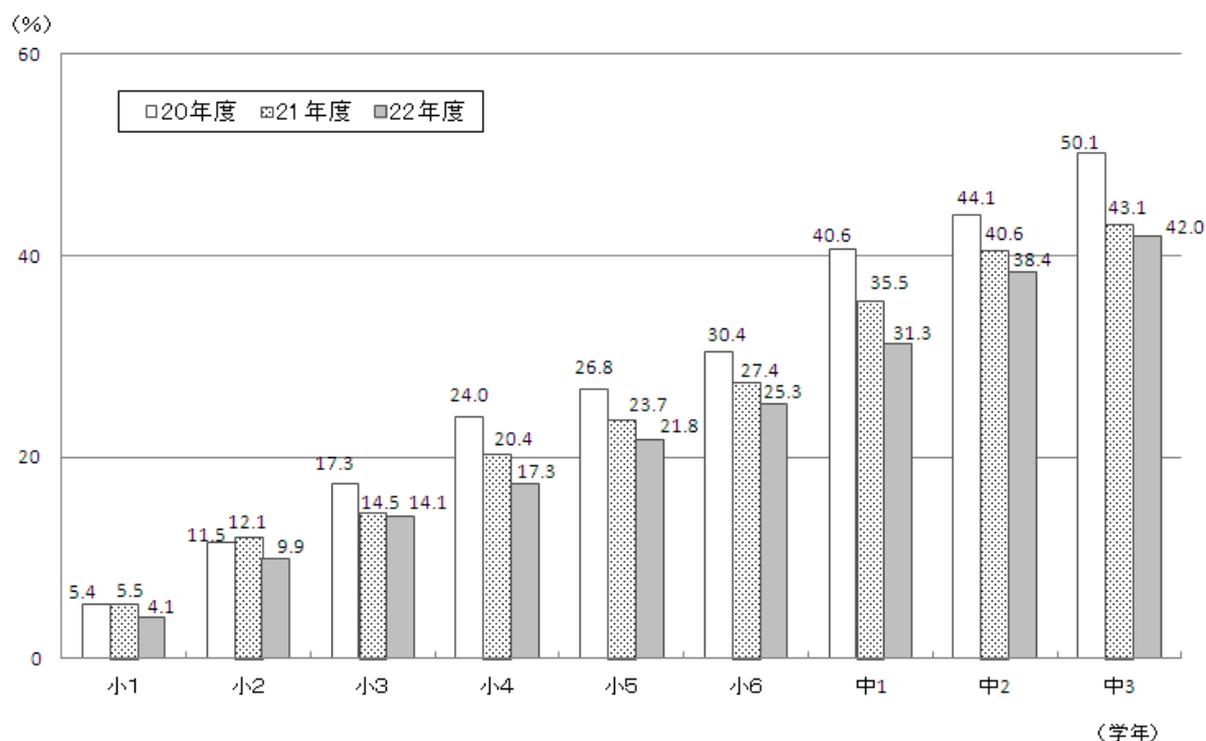


図13 永久歯のう蝕有病者率の推移(小学校・中学校)

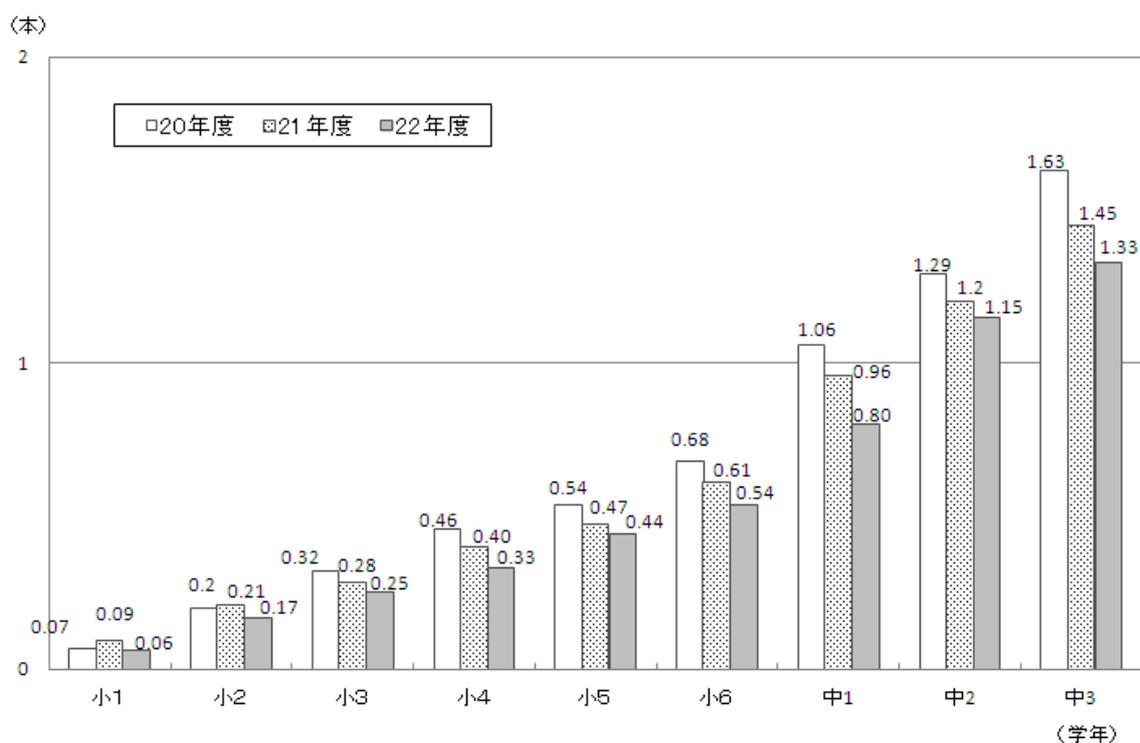


図14 永久歯の一人平均歯数の推移(小学校・中学校)

支部だより

南区支部

平成 24 年度 第 1 回研修会開催及び南区支部総会

第 1 回研修会

日時：3月8日（木）午後7時

場所：広島市歯科医師会 2 階会議室

研修会：地域から講演依頼を受けた場合
の対応

講師：広島市歯科医師会公衆衛生担当理事
上田 裕次 氏

南区保健センター、地域包括支援センター、老人クラブ、保育園、学校等から、講演依頼を受けた時、公衆衛生部が作成したパワーポイントの資料を使用し、講演が可能です。当日は、う蝕の対策と口腔機能向上の話を中心に、パワーポイントを示しながら説明がありました。講演の際、自院の場所、治療内容等を説明は無用であるとのこと、地域包括支援センターからの依頼の場合は、講演の前に予演会が必要とのことでした。

研修会に参加された方の名簿を地域包括支援センターに報告し、活用をお願いする予定です。



講師の上田裕次公衆衛生部担当理事

平成 24 年度支部総会

報告事項

- 1)代議員会について
- 2)評議員会について

審議事項

- 1)平成 23 年度事業報告ならびに決算報告
- 2)平成 24 年度事業計画について
- 3)平成 24 年度予算案について承認された。

協議事項

- 1)その他の案件について
… 慶弔準備委員会

総会終了後ささやかな南区支部懇親会が開催されました。



説明をする小田正秀南区支部長

執行部からのお知らせ

乳幼児健診事業へ従事する際の事故は公務災害に

広島市が各保健センターにおいて実施する1歳半 3歳児歯科健診では、従事される歯科医師会員を広島市の嘱託員として非常勤職員と認定することになりました。これにより当該事業に従事する際に事故に遭われた場合には、公務災害として扱われることになりました。詳しくは同封の書類をご確認ください。

「生活と医療」が出版されました

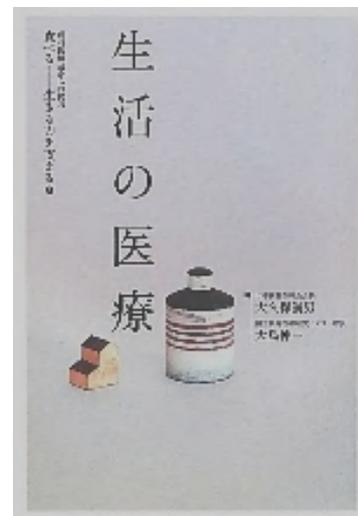
歯科医師から見えてきた社会の在り方を問う書籍を3巻シリーズにて刊行することになりました。

編者は大久保満男 日本歯科医師会会長・大島伸一 国立長寿医療研究センター総長です。高齢者の健康や医療、食と命の在り方、地域社会の在り方を様々な対談を中心にまとめました。

どうぞ ご高覧ください。

日本歯科医師会会長 大久保満男
国立長寿医療研究センター総長 大島伸一 著

食べるー生きる力を支える
「生活と医療」
三部作 第一弾



各部からの報告

学 術 部

男性の歯科衛生士誕生へ

読売新聞(ヨミドクター)

3月12日(月)12時55分配信

鹿児島県歯科医師会立鹿児島歯科学院専門学校(西孝一校長)の卒業式が10日、鹿児島市照国町の同校で行われた。歯科衛生士科と歯科技工士科の計52人がそれぞれ3年と2年の課程を修了し、九州初の男性歯科衛生士を目指す熊本県人吉市出身の秋山陽平さん(32)も学びやを巣立った。4日に国家試験を受け、28日の合格発表を待っている。

■九州で初、鹿児島の専門学校

秋山さんは、高齢化が進む中、介護などの分野で歯科衛生士のニーズが高まって

いることに魅力を感じているという。「介護の現場では力がある。体力のある男性だからこそ可能性が広がる」と将来に夢をさせていた。

西校長も、式で「歯科医療は介護などの分野にも役割が広がっている。選んだ道に誇りを持ってほしい」とはなむけの言葉を贈った。県歯科医師会の森原久樹会長と鹿児島大歯学部 of 杉原一正学部長も卒業生を祝福した。

卒業生を代表し、歯科衛生士科の船倉ひかりさんが「周囲の支えで充実した学校生活を過ごせた。これを礎に前進したい」と答辞を述べた。

保険・医療対策部

第8回 税務入門

歯列矯正料の計上時期は？

歯列矯正治療を行う場合、治療にかかる料金について予め患者に説明し、受診の応諾を得たうえで治療を開始します。矯正料については、矯正装置を装着した日など、治療を開始した初期の段階で、その治療費を受領するのが通例になっています。さらに、調整などを行うたびにその処置料を受領するのも一般的です。

所得税においては、診療などのサービスの提供による収入金額の計上時期は、そのサービスの提供が完了した日とするのが原則です。しかし、サービスの提供による報酬について、期間の経過またはサービスの提供の程度などに応じて収入す

る特約または慣習がある場合は、その特約または慣習により収入を計上しなければなりません。従って、前述のような慣例あるいは契約によって診療が行われている歯列矯正については、患者との合意に基づき矯正料を請求・受領した日に、収入すべき権利が確定したものとみなされます。つまり、矯正料を受領した日の属する年にその金額を収入として計上します。一部を前受金としておき、治療の進み具合に応じて収入計上するようなことはできません。

患者の都合で治療をやめた場合、受領した金額を返還する必要はありませんが、

もし、一部を返還した場合には、その時に債務が確定したと考えられますので、返

還額をその年の必要経費とすることができます。

情報調査部

「道」を外れると、痛い目にあいます！

監査拒否で初の行政処分

医道審 歯科医業停止6カ月 等

厚労省は、刑事事件での有罪確定や保険医取り消しといった司法処分を受けた医師26人、歯科医師12人の行致処分を5日に発表しました。4日に医道審議会医道分科会が処分内容などを小宮山厚労相に答申していました。

歯科医師の処分では、監査を拒否したために歯科医業停止6カ月や診療報酬不正請求で3カ月歯科医業停止などがみられます。監査を拒否した場合の取り扱いは、平成16年の医道審議会で初めて議論され、重い処分を科すことを確認しました。適用されるのは今回が初めてだそうです。

関係者の話では、行政が何度も監査の実施を求めていましたが、歯科医療機関が応じなかったために処分に至ったということです。

処分内容を見ると 歯科医師では16年7月から21年6月までに不正請求130万8447円で歯科医業停止3カ月となっている。

一方、医道審は、不正請求に対する方針を変更したことから「医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について」との文書を発表しました。同文書は14年に初めてまとめ、16年に一部修正しており、今回で3回目の変更となります。

行政処分の考え

(基本的考え方)

医師、歯科医師の行政処分は、公正、公平に行われなければならないことから、処分対象となるに至った行為の事実、経緯、過ちの軽重等を正確に判断する必要がある。そのため、処分内容の決定にあたっては、司法における刑事処分の量刑や刑の執行が猶予されたか否かといった判決内容を参考にすることを基本とし、その上で、医師、歯科医師に求められる倫理に反する行為と判断される場合は、これを考慮して厳しく判断することとする。

医師、歯科医師に求められる職業倫理に反する行為については、基本的には、以下のように考える。

①まず、医療提供上中心的な立場を担うべきことを期待される医師、歯科医師が、その業務を行うに当たって当然に負うべき義務を果たしていないことに起因する行為については、国民の医療に対する信用を失墜するものであり、厳正な対処が求められる。その義務には、応招義務や診療録に真実を記載する義務など、医師、歯科医師の職業倫理として遵守することが当然に求められている義務を含む。

②次に、医師や歯科医師が、医療を提供する機会を利用したり、医師、歯科医師としての身分を利用して行った行為についても、同様の考え方から処分の対象となる。

③また、医師、歯科医師は、患者の生命・身体を直接預かる資格であることから、

業務以外の場面においても、他人の生命・身体を軽んずる行為をした場合には、厳正な処分の対象となる。

④さらに、我が国において医業、歯科医業が非営利の事業と位置付けられていることにかんがみ、医業、歯科医業を行うに当たり自己の利潤を不正に追求する行為をなした場合については、厳正な処分の対象となるものである。また、医師、歯科医師の免許は、非営利原則に基づいて提供されるべき医療を担い得る者として与えられるものであることから、経済的利益を求めて不正行為が行われたときには、業務との直接の関係を有しない場合であっても、当然に処分の対象となるものである。

(事案別考え方)

(1) 医師法、歯科医師法違反

(無資格医業、無資格歯科医業の共犯、無診察治療等)

医療は国民の健康に直結する極めて重要なものであることから、医師法、歯科医師法において、医師、歯科医師の資格・業務を定め、医師、歯科医師以外の者が医業、歯科医業を行うことを禁止し、その罰則規定は、国民保健に及ぼす危険性の大きさを考慮して量刑が規定されているところである。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが国民の健康な生活を確保する任務を負うべき医師、歯科医師自らが、医師法又は歯科医師法に違反する行為は、その責務を怠った犯罪として、重い処分とする。

(2) 保健師助産師看護師法等その他の身分法違反

(無資格者の関係業務の共犯等)

中略

(12) 診療報酬の不正請求等

(診療報酬不正請求、検査拒否(保険医等登録取消))

当該不正行為は、医師、歯科医師に求められる職業倫理の基本を軽視し、国民の信頼を裏切り、国民の財産を不当に取得しようというものであり、我が国の国民皆保険制度の根本に抵触する重大な不正行為である。

したがって、その行政処分の程度は、診療報酬の不正請求により保険医の取消を受けた事案については、当該不正請求を行ったという事案に着目し、不正の額の多寡に関わらず、一定の処分とする。ただし、特に悪質性の高い事案の場合には、それを考慮した処分の程度とする。

また、健康保険法等の検査を拒否して保険医の取消を受けた事案については、検査拒否という行為が、社会保険制度の下に医療を行う医師、歯科医師に求められる職業倫理から到底許されるべきでないことから、より重い処分を行うこととする。

処分内容・一部

I= 歯科医業停止1年

(傷害、銃砲刀剣類所持等取締法違反)

当人は歯科医師であるが、第1・当人の叔父であるA男(当時 66 歳)に対し、当人の叔母の介護等に係る援助方を相談しようとしたものの、積極的な回答を得られなかったこと等に立腹し、平成 22 年 7 月 10 日午前 9 時 45 分ころ、新潟県三条市所在の歯科医院において、前記A男に対し、その両上腕部を所携の切出しナイフ(刃体の長さ約 12 センチメートル)で数回切り付ける暴行を加え、よって、同人に全治約1年間を要する左橈骨神経断裂及び両上腕切創の傷害を負わせ、第2・業務その他正当な理由による場合でないのに、前記日時場所において、前記切出しナイフを1本携帯したものである。

W= 歯科医業停止1月

(傷害)

クリニックを開設・管理する歯科医師で

あるが、平成 20 年 12 月 24 日午前 10 時 30 分ころ、医院において、歯科衛生士 A 子(当時 32 歳)から申請された年次休暇の取得を拒んだところ、同女からその理由を問われたことに立腹し、同女に対し、その両肩付近を両手で突き飛ばして同女を後方のロッカーに衝突させる暴行を加え、よって、同女に加療約 1 週間を要する右手背部挫傷、右前腕打撲の傷害を負わせたものである。

M＝歯科医業停止 2 年
(準強制わいせつ)

医院を開設・管理する歯科医師であるが、平成 23 年 3 月 12 日午後 8 時ころ、兵庫県川辺郡猪名川町所在の医院 2 階トイレ内において、A 子(当時 30 歳)が泥酔のため抗拒不能の状態にあるのに乗じ、同女の着衣の中に右手を差入れて、同女の乳房をなで回すなどし、もって、わいせつな行為をしたものである。

M＝歯科医業停止 3 月
(診療報酬不正請求)

診療所に勤務する歯科医師であるが、平成 16 年 7 月～平成 21 年 6 月までの診療につき、健康保険等の診療報酬を不正又は不当に受給し、保険医等の登録取消処分を受けたものである。(最終決定金額 130 万 8447 円)

H＝歯科医業停止 3 月
(診療報酬不正請求)

医院を開設・管理する歯科医師であるが、平成 14 年 10 月～平成 15 年 9 月までの診療につき、健康保険等の診療報酬を不正又は不当に受給し、保険医等の登録

取消処分を受けたものである。(最終決定金額 119 万 2213 円)

K＝歯科医業停止 3 月
(診療報酬不正請求)

医院を開設・管理する歯科医師であるが、平成 19 年 10 月～平成 20 年 6 月までの診療につき、健康保険等の診療報酬を不正又は不当に受給し、保険医等の登録取消処分を受けたものである。(最終決定金額 114 万 8664 円)

S＝歯科医業停止 3 月
(診療報酬不正請求)

医院を開設・管理する歯科医師であるが、平成 18 年 8 月～平成 20 年 12 月までの診療につき、健康保険等の診療報酬を不正又は不当に受給し、保険医等の登録取消処分を受けたものである。(最終決定金額 37 万 6869 円)

K(男)＝歯科医業停止 6 月
(健康保険法第 78 条第 1 項等に基づく検査の拒否)

医院を開設・管理する歯科医師であるが、健康保険法に基づく検査を拒否したことにより、保険医等の登録取消処分を受けたものである。

K(女)＝歯科医業停止 6 月
(健康保険法第 78 条第 1 項等に基づく検査の拒否)

医院を開設・管理する歯科医師であるが、健康保険法に基づく検査を拒否したことにより、保険医等の登録取消処分を受けたものである。

参考 HP 「医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について」の改正について

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000024nfz.html>

診療報酬の不正請求により保険医等の取消処分を受けた者に対する医師法及び歯科医師法による行政処分について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000024nfz-att/2r98520000024nhg.pdf>

医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について(平成 24 年 3 月 4 日改正)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000024nfz-att/2r98520000024nvn.pdf>

同 2012年3月4日 医道審議会医道分科会議事要旨

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000024ndj.html>

★インプラントの治療問題 全国に安全確保要請－厚労省

日本歯科新聞 http://www.dentalnews.co.jp/news_details/news_details_2012.html#030601

国民生活センターにインプラント治療の相談が増加していることについて厚労省医政局歯科保健課の上條英之課長は、2月29日に開いた全国医政関係主管課長会議で、都道府県行政関係者に「歯科医

療の安全に努めてほしい」と要請した。昨年12月下旬にインプラント治療の問題が話題になってから同省が見解を示したのは初めて。

★「笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例」がスタート！

徳島県 <http://www.pref.tokushima.jp/docs/2012022800115/>

【条例制定の趣旨】

歯と口腔の健康づくりは、全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしています。

そこで、県民の皆さんの健康増進に寄与するため、徳島県議会の議員提案により、徳島県らしさを加味して、条例を制定しました。

広く長く県民の皆さんに親しみを持っていただけるよう、名称を「笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例」としています。

歯科医師や医師の数が全国上位を占める本県の特性を生かし、県民の皆さんと県、市町村、関係機関が一体となって、健康づくりを推進しましょう。

【条例の目的】

歯と口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病に関する対策をはじめとする全身の健康の保持増進に果たす役割の重要性に鑑み、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに歯科医師等、保健医療等業務従事者、事業者、医療保険者及び県民の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的としています。

★厚生労働省が療養担当規則を改正し、調剤でのポイント付与を禁止する項目を新設

医療経済出版 <http://www.iikeipress.jp/archives/2781>

厚生労働省は、保険医療機関及び保険医、保険薬局及び保険薬剤師の療養担当規則の改正を行い「経済上の利益の提供による誘引の禁止」という項目を新設した。

同項目により、一般消費者にも注目されていた調剤でのポイント付与は実質的に禁止されることとなる。なお、移行のための準備期間が設けられたため、施行は平成24年10月1日からとなっている。

マツモトキヨシ等が加盟する日本チェーンドラッグストア協会(JACDS)は、調剤

ポイント付与を求める署名を60万以上集めるなど行政との対決姿勢を強めていたが、今回の改正を受け今後どういった対応に出るのが注目される。JACDSが反発を強める一因ともなっているが、クレジットカード払いでたまるポイントは対象外とされる模様。

歯科医院でもポイントカードを兼ねる診察券を発行している診療所はあり、今後は対応が必要になるケースもあると思われる。今回の改正は保険医療機関、保険薬局の療養担当規則改正であるため自

費診療分野は対象外と思われるが、一方では自費診療分野を主な対象とした「医療機関のホームページに関するガイドラ

イン(仮称)」の策定も進められている。歯科界においても集患の方策について一層の注意が必要になりそうだ。

★社保支払基金:プレスリリース NO.272 3月審査分より突合点検・縦覧点検を開始

社保支払基金 プレスリリース NO.272

http://www.ssk.or.jp/pressrelease/pdf/pressrelease_272.pdf

突合点検及び縦覧点検は、レセプトの電子化に伴って初めて可能となりました。その開始は、昭和23年9月に設立されて平成23年9月で63周年を迎えた支払基

金にとっては、1ラインに限定されていた審査の工程が3ラインに拡大されるという意味で、歴史的な転換となります。

★広島:県庁に全国初の口腔保健拠点

中国新聞 <http://www.chugoku-np.co.jp/News/Tn201203020036.html>

広島県は1日、県口腔保健支援センターを県庁に設置した。歯や口の健康づくりのため、県民や医療・介護関係者の取り組みを支援する。2011年8月施行の歯科口腔保健推進法に基づきセンターが設置されるのは全国初。

センターは健康対策課に置き、職員4人が担当を兼務する。県民の相談に当たるほか、県歯科医師会や広島大などと連携して研修会を開催。子育て中の母親や医

療・介護現場で働く人たちに、虫歯や歯周病の予防、口の健康管理の知識、技術を学ぶ機会を提供する。

開所式には湯崎英彦知事と県歯科医師会の荒川信介専務理事、広島大歯学部西村英紀歯学科長たち5人が出席。湯崎知事が「関係機関の協力を得ながら県民の健康増進に努めたい」とあいさつし、健康対策課の入り口の横に看板を掲げた。

医療経済出版 広島県が県庁内に「広島県口腔保健支援センター」を設置

<http://www.ikeipress.jp/archives/2740>

広島県は、昨年に行われた「歯科口腔保健の推進に関する法律」と「広島県歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、3月1日より県庁内に新たに「広島県口腔保健支援センター」を設置したことを発表した。

設置主体は広島県で、健康福祉局の健康対策課内に置かれる。今後は、広島県

歯科医師会や広島大学歯学部等の関係団体と連携して、1)普及啓発 2)研修会開催 3)情報提供 4)その他の支援、といった業務を行っていくとしている。

広島県 広島県口腔保健支援センターを設置しました

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/57/koukuusien.html>

★TPP 交渉 米と事前協議へ

NHK ニュース <http://www3.nhk.or.jp/news/html/20120202/k10015714681000.html>

政府は、TPP＝環太平洋パートナーシップ協定の交渉参加に向けた関係国との協議で大きな焦点となるアメリカとの協議を、今月7日にもワシントンで始める方向で詰め調整を進めています。

政府は、先月から TPP の交渉参加に向

けた関係国との協議を始め、交渉に参加している9か国のうちすでにベトナムやブルネイなど4か国からは日本の参加を支持する意向が示されています。政府は、このほかの5か国とも順次、協議する方針ですが、このうちアメリカとの間では今月7

日にもワシントンで協議を始める方向で詰め調整を進めています。アメリカとの協議に、政府は外務省や経済産業省など関係省庁の担当者を派遣し、日本がTPP交渉に参加するにあたっての条件などについて意見を交わすことにしています。協議に先だつてアメリカ政府は日本の交渉参加について国内から広く意見を求め、この中では自動車業界の団体が日本の自動

車市場をさらに開放するよう求めているほか、農業団体もコメや牛肉など農産物の一層の自由化を求めています。こうした意見を踏まえ、アメリカ側からは具体的な要望が出されることも予想され、国内への影響を見極めながら交渉参加の是非を判断するとしている日本にとって、アメリカとの協議は一連の関係国との協議の中でも大きな焦点となる見通しです。

★TPP 交渉参加についての日本医師会の見解—最近の情勢を踏まえて—(定例記者会見)

日本歯科医師会ホームページ 3月14日 http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20120314_1.pdf

TPP交渉参加に対する日本医師会の見解

日本医師会はこれまで、政府が、TPPにおいて日本の公的医療保険制度を除外することを明言するように求めてきた。しかしこのことについて政府からいまだ明確な回答はない。それどころか、日本医師会の懸念がますます強まっていることから、日本医師会は、あらためてTPP交渉参加に反対の立場を明確にすることとした。

「国民皆保険を守る」こととは

政府は、TPP参加によって公的医療保険が揺らいでも、すべての国民が加入さえしていれば「国民皆保険」であると主張する可能性がある。しかし日本医師会は、最低限、以下の重要課題が守らなければ、世界に誇る「国民皆保険」とは言えないと考える。

重要課題

- 1、公的な医療給付範囲を将来にわたって維持すること
- 2、混合診療を全面解禁しないこと
- 3、営利企業(株式会社)を医療機関経営

情報調査部より>>>>>>

2012年も もう4月に入りました。つい先日、年が明けたと思っていたのに、時がたつのも早いですね。

冒頭の医道審議会の記事はいかがでしたか？ 監査を拒否した場合の取り扱いは、平成16年の医道審議会での議論以来、重い処分を科すのは今回が初めてだそうです。このことを心に留め置いてください。「医道」はあるべき姿、目には見えませんが医

に参入させないこと

TPPで米国側の代表者が発言

米国アジアビジネスサミット2012が3月1、2の両日、東京都港区のザ・パークタワー東京で開催され、TPPを始めとしたアメリカの通商戦略を関係者が説明しました。ウェンディ・カトラー米国通商代表部代表補(日本・韓国・APEC担当)は、日本医師会などが懸念しているTPP参加に伴う国民皆保険制度への影響について、「保険制度に介入する意図はなく、混合診療解禁などをTPPへの参加条件として日本に提示するつもりはない」と発言しました。実際に、すでにTPP参加協議を始めているシンガポールなどは、米国の医療保障制度と異なる「医療貯蓄制度」を持っているが、TPPに伴って、これが非関税障壁と見なされた経緯はありません。 日本歯科新聞参考

療の世界で生きる私たちにとって一番大切にしたい、守っていききたい精神です。

5年先、10年先が安泰とは言えない現在の日本、昨年東北地方の大規模な災害は日本の足元がぐらついてしまうほどの衝撃でした。しっかり自分の足で踏みとどまり立ち直るためには 何が必要か、何をしなければならぬのか……ひとりひとりが真剣に考え相談、議論し、できることをこつこ

つと行っていく必要があるのではないのでしょうか。

世の中では消費税増税が議論されテレビや新聞が賑やかになっています。そんな中、医療界では保険改正が行われました。診療報酬、介護報酬に関して将来 厚生労働省等が想定していなかったような問題や不都合が医療現場に存在する場合には、何らかの解決策を示さなければなりません。そういう場合に疑義解釈(Q&A)などの形で解釈等が変更されます。初めは「算定できない」と通達があったことが後に「算定できる」とひっくり返る可能性があるために継続して追いかけていかなければなりませんね。

これからの通知や事務連絡(疑義解釈)もきちんと把握する必要がありますね。

今から2年後の2014年(平成26年)4月より税率8%に引き上げ、平成27年10月には税率10%引き上げが計画されていますが、これは次回保険改正と重なるタイミングです。消費税の支払損を医療機関がかぶらないた

めにも保険点数も消費税アップにみあう増点、あるいは他の解決策をよく議論して決めていただきたい、と切に望むところです。

厚生労働省の中医協では 早くも次回の平成26年度改定に向けた議論が始まりました。

「今後の議論の進め方」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000025zci-att/2r98520000025zmv.pdf>

「中央社会保険医療協議会総会(第222回)」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000025zci.html>

また昨年末にインプラントに関するNHKの放送にもありましたが、「インプラント治療の安全性」に世の関心は集まっています。来る4月22日日曜日に「安全な歯科インプラント治療のための検査」研修会が広島県歯科医師会主催で行われる予定ですので、参加して情報の共有をしましょう。

広 報 部

FM ラジオ「FM ちゅーピー76.6MHzサイマルラジオスタート
お口の健康ひろば デンタルパーク 毎週月曜日午前 11 時から



広島市歯科医師会提供のお口の健康ひろば「デンタルパーク」がインターネットラジオで聴けます。FM ちゅーピーのホームページ <http://chupea.fm/> の上記 FM ちゅーピーのロゴをクリックすると、ネット放送を聴くことができます。

3月27日収録 4月2日放送分

広島市歯科医師会理事 瓜生 賢
「診療時の窓口負担金について」

みなさんが歯科医院に受診したときに窓口でお支払いになる一部負担金、なんだかかわりにくくありませんか？

保険診療の報酬は複雑なルールで決

められています。今回は医療費にまつわるお話を噛み砕いてご説明いたします。

3月27日収録、4月9日放送分

広島市歯科医師会理事 木村太言
「ブラキシズム」

毎日丁寧なハミガキをして、歯周病を予

防するために定期的に歯科医院へ受診して歯石を除去して、それでも歯が悪くなる人がいます。その原因の多くが夜間の食いしばり・ブラキシズムです。お口の健康を維持するためにブラキシズムを予防しましょう。

3月27日収録、4月16日放送分
広島市歯科医師会副会長 川原正照
「インプラントのトラブルについて」

最近、インプラント治療によるトラブルがテレビ、週刊誌等で数多く報道されています。インプラントとはどういう治療法なのか？ どのようなトラブルがあり、その原因は何なのか？ 患者として知っておきたい情報は？ インプラントを勧められたらどうすればよいか？ 等について詳しく解説いたします。

3月27日収録 4月23日放送分
広島市歯科医師会副会長 熊谷 宏
「医療機関の広告について」

医療機関の広告は、市民が必要な情報を正確に入手し自分に合った医療機関を選べるよう、医療法で規定されています。一方、医療機関のホームページは広告とはみなされていません。様々な情報源から正しく情報を得るコツをお話します。

3月27日収録、4月30日放送分
広島市歯科医師会 専務理事 山本智之
「噛む噛む ダイエット」

雑誌やテレビで紹介されたダイエット法を試してみたけど、効果なしというあなた。食事制限もなく、特別なグッズやサプリメントなどにお金をかける必要のない究極のダイエット法、「フレッチャイズム」を実践してみませんか？

会員ひろば

山ガール？

今回、山についての原稿を依頼されて、なんちゃって登山家の私に、さて何が書けるかと思案したところ、その結論は私のお粗末な登山歴を正直に書くことにした。

広島のある山岳会に所属しているものの、その経験、実力は非常に頼りない。友人に誘われて体験クライミングに参加したのがその始まりである。ロッククライミングの面白さと、指導してもらった会員達のムードに魅了されて入会となったのであるが、社会人になってからのことである。大学時代に穂高連峰に先輩に連れられて登ったことがあるというだけで、スクーターから

東区支部 竹本美保

大型に至る自動二輪で行動していた私にとっては登り道を歩くというのは坂の上にあった高校通学以来のことであった。幸い高校時代に教科書をロッカーに置いて帰らずに、学生鞆に詰め込んで通っていたおかげで、重たい荷物を持って登る脚力は多少鍛えられたようだ。もちろん持って帰った教科書はそのまま開くことなくまた持って行くことの繰り返しが大半であった。わざと荷物を重くして体力をつける登山を山用語では歩荷(ボッカ)と言う。高校通学はかなりボッカになっていたようだ。

入会後はロッククライミングが面白くてよく

参加していたが、歯科医院の宿命で、通常土曜日は診療日で、毎週ある会の山行が土日に設定してあると参加ができない。土曜夜出発か日曜の日帰りの企画しか参加できない。特に皆に力が入る遠征となると必ず土日を使って2泊3日の行程となるのでますます参加は不可能であった。期を同じくして他の趣味も初めてしまったので、山岳登山に関しては初心者から初級程度にはなったものの、その後の経験値はあまり上がらないまま現在に至る。冬山についても厳冬季の冬山登山は数回しか行っていないし、冬季登攀に関しては全く手をつけていない。確かに手の指の凍傷だけは起こしたくないという懸念もあるが、お恥ずかしいレベルなのである。

その代わりに、冬季は山スキーというものを教えてもらって、日曜日は雪山に入り浸っていた。山スキーとは、スキーツアーという言い方もあるが、最近はやりなのはバックカントリースキーという言い方だろうか。ゲレンデでないところを滑るのである。スキー場のエリア外を滑って雪崩に遭ったり、行方不明になるスキーヤーやスノーボーダーがニュースになっているが、スキー場のエリアの外にある自然のスノーフィールドをバックカントリーと称してその魅力が知られつつある。圧雪してあるスキー場と違って新雪のままの誰も滑っていない斜面にシュプールをつける快感である。ただし、スキー場に滑りに来てふらふらと滑走禁止のエリア外に出て行く連中と違うのは、地図と装備を備えて計画的に目的の場所まで登って行ってから目的の場所まで滑走するというところである。下りが歩く代わりにスキー滑走であるだけで、登り下りのある冬季登山の一種がスキーツアーだ。積雪があればどこでも可能である。よく行くのは広島県最高峰の恐羅漢周辺である。広島と言って

も氷点下10度になることもあり、雪の量の豊富なところである。山頂で何度か出会っていたスノーボーダー達が4年前に遭難事故を起こした時には、会に要請が来て捜索隊に参加したこともある。当時の報道でその日に恐羅漢を登っている私の姿が全国ニュースで度々放映された。冬山に入るには、それなりの装備と計画を持って入らないといけないという教訓となる出来事だった。

歩くというのは2本足歩行の人間にとって基本的な運動であり、走ることも同様である。移動というのは足で行ってきた。馬などが使われるようになって数千年だろうが、それまでの何万年も足で移動していた。動力を使うようになってまだ200年も経っていない。人間という動物が正常な運動機能を維持するには歩くという運動が不可欠なのである。それに気づいてからは「歩く距離がいちばん短くなるように」していたのが、「歩けるところを歩かないと体をむしばんでいる」と思うようになり、エスカレーターと自転車を使わなくなった。ともかく荷物を持って移動手段はできるだけ歩きにするようになった。荷物が多から車にしようとか、電車に乗ろうというのがなくなり、重い買い物をすると好んで階段を利用するようになった。担げる負荷が大きいほど山行は楽になる。そのために普段から最大負荷が上がる生活、トレーニングをするのだ。人並みはずれた体力の先輩方を見ていると自然にそう心がけるようになった。

ピークを目指すのが本来の目的で、挑戦という要素も人が山に登る原動力だろうが、達成感と同時にその場所にしかない景色、空気、神々しさが人がまた行きたくなる要素だと思う。これは行ってみて味わってみないと分からない部分かもしれない。ハイビジョンでよく放映されている「絶景」が本

物の3Dで目の前に広がっているのだ…。

ヒマラヤへは登山というよりトレッキング目的で行った。ブータンでは、歩くことの原点を体験した。車道がないのだ。必然的に移動手段は歩くか馬しかない。距離はキロ数より日数で計る。当然電気もテレビもない。しかし人の行き来はあるので、ニュースは国の隅々まできちんと伝わっている。そこでは誰でも目的地には歩いて行くのが当たり前。昔の日本もそうであったのに、現代の都市で生活していたら便利さに慣れてしまって元々の姿を忘れている。道の原点は獣道。歩きやすいところを通っていたらそこに道ができる。普段日常で見慣れている道は自動車が通りやすいように作られた道で、山の中の自然にできた道とは形態が異なる。山では谷があったらぐるっと回って行くしかない。自然にはトンネルも橋もない。私の記憶の中では54号線で三次に行くには上根峠をつづら折りで行くものだったのに、上根バイパスができて距離と時間が一気に縮まり、時間のかかる旧道は通ることがなくなった。高速道路を使って直線的に行ける便利さを改めて感じたのは、パキスタンの奥地で車道や電気がない場所を訪れるのに、車の行けるところまで山道を何日もかけて行ったから。千年以上前から交易が行われたシルクロードの周辺である。その昔も山の中を縫ってこんな道を歩いていたのだろう。ヒマラヤで身を持って知ったのは自分は高度に弱いということ。今までの最高到達地点は4800メートルだが、酸素

濃度は平地の半分近い。荷物もないのに休み休み非常にゆっくりしか登れなかった。開業前に行ったガンジス川の氷河ではたった4300メートルで敗退した。高山病でついに立てなくなってしまったのだ。高度順応にかかる日数が足りなかったのだろうが、高さの極みを目指すのは私には向いていないようだ。

開業してからはお金のかかる趣味とは縁遠くなったので、休日にはお金のかからない山歩きが多くなった。ここ最近は何日の休みに里山ハイキングと称して近郊の身近なコースを歩いている。今トレンドの山ガールに憧れている友人達を誘って、登山というほどきつなく、気軽に行けるハイキングで、森林の空気の心地よさ、土の上を歩く気持ちよさ、おいしい山ごはんを味わう楽しさを共有できたら、と思う。遠くに見える山も、歩いて行ったらいつかその頂に到達する。その頂から見下ろして、歩いてきた距離を眺める。意外にこんな距離大したことないと分かるはず。人間の足って歩くためにあるので、歩いたくらいでは本来疲れない。疲れるのものという先入観を捨てれば、歩くことが楽しくなってくるはず。今後も山ばばあとと言われないう山ガールの雰囲気を保って山歩きは続けたいと思う。広歯月報に出っていますが、4月29日(祝)には登山同好会の例会で呉娑々宇山に登りますので、興味をお持ちの方はぜひご参加下さい。



乗鞍岳



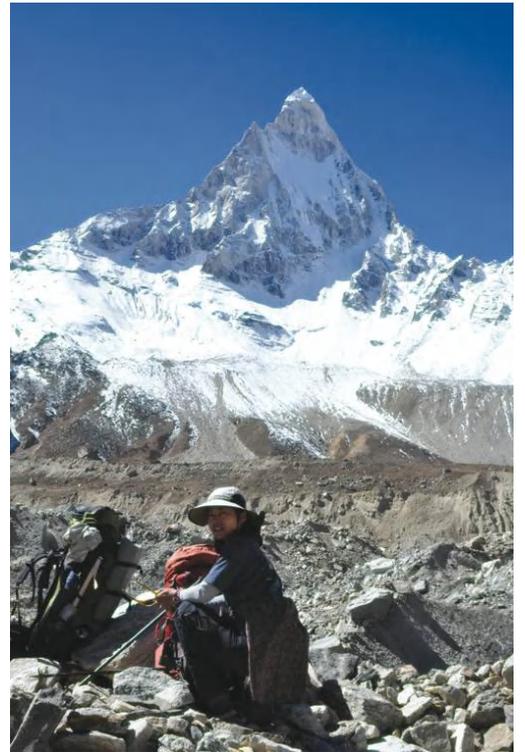
縄文杉



恐羅漢山頂付近



北ブータンの寺院



ガンジス川上流(氷河)
・後ろはシブリン 6543m

3 月定例理事会報告

平成 24 年 3 月 28 日(水)

部外報告

- 2 月 25 日 広島県歯科医師国保組合総代会
" 広島市歯科医療福祉対策協議会
主催 学術講演会
2 月 29 日 海田町との協議
3 月 3 日 (県)第 128 回代議員会、第 95 回共
済会総代会、(県)第 104 回総会
3 月 6 日 歯周病予防実行委員会
3 月 7 日 広島市教育委員会感謝状授与
" IGL医療専門学校卒業式
3 月 8-9 日 日本歯科医師会代議員会
3 月 11 日 広島デンタルアカデミー専門学校
卒業式
3 月 13 日 広島市医療安全推進協議会
3 月 17 日 (県)新入会員研修会・懇親会
3 月 22 日 原爆障害対策協議会
" 平成 24 年度歯科保健医療関連予
算について行政との協議
" FMちゅーピーとの協議
3 月 26 日 平成 23 年度広島市歯科衛生連絡
協議会
3 月 27 日 「元気じゃけんひろしま 21 推進
会」全体会議
" 平成 23 年度広島県歯科衛生連絡
協議会第 2 回理事会
" FMちゅーピー収録
3 月 30 日 広島市連合地区地域保健対策協
議会理事会(予定)
3 月 31 日 青色申告会総会(予定)
3 月 15 日 国保診療報酬審査委員会再審査
部会
3 月 18-22 日
国保診療報酬審査委員会・合議

(連盟関係)

- 2 月 28 日 広島市議との協議
3 月 12 日 林正夫県議在職 30 周年を祝う会
3 月 16 日 日歯連盟評議員会
3 月 31 日 県歯連盟理事会、連盟評議員会、
石井・林後援会総会(予定)

総務関係(山本専務)

- 2 月 29 日 臨時理事会
3 月 2 日 合同総研(事務局)

- 3 月 5 日 第 81 回評議員会
3 月 6 日 合同総研(事務局)
" 広島テレビ取材・収録
3 月 13 日 広島市歯科医師会救急蘇生委員会
3 月 15 日 広島テレビとの協議
3 月 19 日 第 7 回会館建設対応検討特別委
員会
3 月 23 日 合同総研との協議
" 三役会
3 月 24 日 臨時理事会
3 月 24 日 第 103 回定時総会
3 月 27 日 合同総研(事務局)
3 月 28 日 定例理事会
3 月 29 日 合同総研との協議(予定)

(慶弔関係)

- 3 月 7 日 西区支部松原博久先生ご母堂逝去

(1)公衆衛生部

- 2 月 29 日 臨時理事会
3 月 1 日 第 23 回広島プライマリ・ケア研究会
3 月 3 日 (県)第 104 回総会
3 月 5 日 第 81 回評議員会
3 月 12 日 委員会
3 月 14 日 (県)公衆衛生部常任委員会
3 月 21 日 小委員会
3 月 24 日 第 103 回定時総会

<高齢者歯科保健>(荒谷理事)

- 2 月 25 日 広島市歯科医療福祉対策協議会
主催 学術講演会
2 月 29 日 休日歯科救急医療保険請求事務
3 月 8 日 広島市地域包括支援センター運
営協議会
" 広島市地域密着型サービス運営
委員会
3 月 28 日 休日歯科救急医療保険請求事務
3 月 1、22-26 日 社保診療報酬審査会
2 月 28 日、3 月 6、13、27 日
介護認定審査会

<一般歯科保健>(三戸理事)

- 3 月 7 日 「元気じゃけんひろしま 21 推進
会」評価部会

3月9日 平成23年度広島県歯科衛生連絡協議会地域歯科保健委員会
 3月11日 平成24年度広島地区休日歯科救急医療衛生士会前期打合せ会
 3月15日 広島市障害者施策推進協議会
 3月17日 休日歯科救急医療新入会員補講(3名)
 3月19日 第7回会館建設対応検討特別委員会
 3月26日 広島市歯科衛生連絡協議会平成23年度理事会・幹事会合同会議
 2月27日、3月7、21、23日
 広島市歯科医療福祉対策協議会対応

<学校歯科保健>(上田理事)

2月23日 保育所における歯科保健実態調査事業委員会
 3月6日 食育推進事業検討会議
 3月7日 広島市教育委員会感謝状授与
 " 児童虐待防止対策会議
 3月8日 南区支部会
 3月15日 学校歯科保健委員会
 3月26日 広島市歯科衛生連絡協議会平成23年度理事会・幹事会合同会議

(2)学術部(本山理事)

2月27日 Hiroshima Study 実行委員会
 2月28日 大阪歯科大学牧生会学術講演会
 2月29日 臨時理事会
 3月3日 (県)第104回総会
 3月5日 第81回評議員会
 3月7日 警察歯科委員会
 3月13日 広島市歯科医師会救急蘇生委員会
 3月14日 委員会
 3月17日 警察歯科委員会
 3月21日 小委員会
 3月24日 第103回定時総会
 3月25日 集団指導・(県)保険改定説明会
 3月27日 Hiroshima Study 実行委員会

(3)保険・医療対策部(瓜生理事)

2月29日 休日歯科救急医療保険請求事務
 " 臨時理事会
 3月3日 (県)第104回総会
 3月5日 第81回評議員会
 3月8日 (県)保険部常任委員会
 3月16日 日歯地域ネットサポート配信(日歯)

3月17日 休日歯科救急医療新入会員補講(3名)
 3月18日 (県)24年度保険改定説明会予演
 3月21日 委員会
 3月24日 第103回定時総会
 3月25日 24年度保険改定時集団指導
 " (県)24年度保険改定説明会
 3月27日 FMちゅーピー収録
 3月18-22日 国保診療報酬審査委員会

(4)情報調査部(水内理事)

2月29日 臨時理事会
 3月3日 (県)第104回総会
 3月5日 第81回評議員会
 3月13日 委員会
 3月24日 第103回定時総会

(5)広報部(木村理事)

2月29日 臨時理事会
 3月1日 委員会
 3月3日 (県)第104回総会取材
 3月8日 委員会
 3月10日 だより配信
 3月24日 第103回定時総会取材
 3月27日 FMちゅーピー収録
 (瓜生賢・木村太言・川原正照・熊谷宏・山本智之)

FMちゅーピー

2月27日 清潔保ち副作用軽減
 松島寛明(佐伯)
 3月5日 骨粗しょう症治療と歯の関係
 橋本和人(安芸)
 3月12日 いびきと睡眠時無呼吸症候群
 吉田 孝(安芸)
 3月19日 ドライマウスの原因と治療
 宮本和儀(安芸)
 3月26日 誤嚥性肺炎について
 山崎一義(安芸)

(6)定款・諸規程等改正検討委員会

(7)特別委員会

3月19日 第7回会館建設対応検討特別委員会

(8)救急蘇生委員会

3月13日 開催

(9)苦情相談(本山理事)

- 2月27日 相談 一日で上下の歯石除去を行ってほしい (50~60歳代女性)
" 苦情 新製義歯の調整について (70~80歳代女性)
3月6日 苦情 前歯をオールセラミックにしたが噛合せが悪い (50歳代女性)
3月8日 苦情 上の義歯を小さくしてほしい (67歳男性)

4. 協議事項

- (1)学校歯科医アンケートについて
内容等について協議

- (2)広島工業高校(定時制)学校歯科医後任について
板村英典先生退任に伴う後任に、高島宏先生を教育委員会に推薦することを承認。
(3)24年度保険説明会日程について
講演者、内容、日程について協議
(4)広島市歯科医師会だよりについて
内容等について協議
(5)その他

5. その他

広島市歯科医師会だより第48-59号(H23.4月-H24.3月) 総目次

第48号 (H23.4.10発行)

広報部企画「せんせい最近どうですか？」	1P
中区支部 竹本元秀	
第102回定時総会開催さる	2P
土江健也氏が本会会長に就任	3P
—土江健也の理念とお約束—	
平成23年度社団法人広島市歯科医師会 執行機関組織図決まる	8P
平成23年度社団法人広島市歯科医師会 役員等人事構成決まる	10P
「東北地方太平洋沖地震災害」に対する義援金 募集へのご協力について—中間報告及びご 協力のお願—	12P
保険・医療対策部より	12P
—在宅診療における患者紹介等について—	
保険・医療対策部より	13P
税金あれこれ —その24—	
3月臨時理事会報告	14P
3月定例理事会報告	15P
広島市歯科医師会だより第36-47号 (H22.4月-H23.3月) 総目次	18P

第49号 (H23.5.10発行)

東北地方太平洋沖地震災害に伴う義援金の お礼とご報告	1P
広報部企画「せんせい最近どうですか？」	2P
東区支部 宮地謙	
平成23年度社団法人広島市歯科医師会 役員等人事構成決まる	3P
新役員の抱負	5P

行事報告

広島市歯科医師会各部総合委員会	7P
松井新広島市長来館	8P
平成23年度広島市歯科医師会 広島大学 歯学部臨床研修医セミナー	9P
第1回支部長・副支部長会議	9P
各部からの記事	
学術部	10P
情報調査部	13P
おもしろい税のエピソード	14P
各部紹介 —広報部—	15P
4月定例理事会報告	16P

第50号 (H23.6.10発行)

広報部企画「せんせい最近どうですか？」	1P
中区支部 波田佳範	
役員の抱負	3P
行事報告	
広島市歯科医師会義援金目録贈呈	3P
平成23年度 第1回広島県・広島市歯科医師 会三役会開催さる	4P
広島県歯科医師会第126回臨時代議員会開 催さる	5P
第62回指定都市学校保健協議会前日歯科保 健協議会開催さる	5P
第62回指定都市学校保健協議会歯科保健協 議会開催さる	7P
三師会開催さる	7P
第27回 おくちの健康展開催さる	8P
社団法人広島市歯科医師会 第1回定款・諸	

規程等改正検討委員会開催さる	10P
支部便り 南区支部	11P
広島県歯科医師会 歯科医療安全対策委員会 ー最近の医療事故・事例より その1ー	12P
各部からの記事	
学術部	14P
保険・医療対策部	15P
情報調査部	16P
広報部	18P
各部紹介 ー情報調査部ー	19P
会員ひろば	
鈴木三重吉忌講演会「祖父、清六に聞いた兄、 宮沢賢治のこと」のお知らせ	20P
5月定例理事会報告	21P

第51号 (H23.7.10 発行)

広報部企画「せんせい最近どうですか？」	1P
東区支部 藤範恭弘	
お知らせコーナー	
市民公開講座開催	3P
健康ソフトボール大会練習日程について	3P
行事報告	
平成23年度第2回 支部長・副支部長会開催 さる	4P
社団法人広島市歯科医師会 第2回定款・諸 規程等改正検討委員会開催さる	5P
平成23年度広島市歯科医師会保険講習会開 催さる	5P
支部便り 南区支部	7P
最近の医療事故・事例より	7P
各部からの記事	
学術部	10P
保険・医療対策部	12P
情報調査部	13P
広報部	16P
各部紹介 ー保険・医療対策部ー	17P
会員ひろば	
第8回日本口腔ケア学会総会・学術大会	18P
6月定例理事会報告	19P

第52号 (H23.8.10 発行)

巻頭言 南区支部 小田正秀	1P
お知らせコーナー	
8月28日(日)市民公開講座開催	
テーマ「広島から予防歯科を始めよう」	3P
学校歯科医協議会のご案内	4P
行事報告	
第2回四者会議開催される	4P
平成23年度広島市学校保健功労者が表彰さ	

れる	6P
広島市学校保健会専門委員会歯科保健対策 委員会開催される	7P
社団法人広島市歯科医師会 第1回会館建設 対応検討特別委員会開催さる	9P
第53回広島市学校保健大会(第50回「よい歯 の集い」)	9P
支部便り	
中区支部	11P
東区支部	12P
西区支部	13P
各部からの記事	
学術部	14P
保険・医療対策部	16P
情報調査部	18P
広報部	21P
各部紹介 ー学術部ー	23P
会員ひろば	
「カメの話」西区支部 福島一則	24P
7月定例理事会報告	26P

第53号 (H23.9.10 発行)

ラグジュアリーにカープを応援しよう!! 広島東洋 カープ(VS 中日ドラゴンズ)観戦の集い	1P
巻頭言 西区支部 佐久間高志	2P
行事報告	
平成23年度第3回 支部原長・副支部長会開 催さる	4P
原爆死没者慰霊祭	5P
平成23年度広島県総合防災訓練について	5P
平成23年度 広島市歯科医師会市民公開講 座	6P
平成23年度広島市総合防災訓練	8P
執行部より	
広島市歯科医師会入会に関する基本的考え方	8P
支部便り	
南区支部	12P
各部からの記事	
公衆衛生部	13P
学術部	14P
保険・医療対策部	15P
情報調査部	16P
広報部	20P
会員ひろば	
「ザ・無脊椎動物(イソギンチャク)」	
南区支部 大出和宏	21P
8月定例理事会報告	23P

第 54 号 (H23.10.10 発行)

巻頭言 中区副支部長 石嶋誠司	1P
行事報告	
第 2 回および第 3 回会館建設対応検討特別委員会	3P
平成 23 年度第 1 回広島市国民健康保険運営協議会開催さる	3P
学校歯科医協議会開会される	5P
カーブ観戦の集い	6P
支部便り	
中区支部	7P
南区支部	7P
各部からの報告	
学術部	9P
保険・医療対策部	10P
情報調査部	12P
広報部	14P
各部紹介 ー公衆衛生部ー	15P
会員広場	
「ゴーヤ・スピリット」 東区支部 平岡弘光	16P
9 月定例理事会報告	18P

第 54 号追補版 (H23.10.20 発行)

中区チーム C クラス優勝

第 55 号 (H23.11.10 発行)

巻頭言 東区副支部長 片内恒平	2P
行事報告	
第 1 回ホームページ運営委員会	3P
健康ソフトボール大会	4P
平成 23 年度 第 4 回 支部長・副支部長会開催さる	6P
執行部より	
会員の皆様にお願ひ 受診時定額負担に反対する署名運動にご協力を	7P
ソフトボール大会の練習における損害保険について	7P
支部だより 中区支部	8P
各部からの報告	
学術部	8P
情報調査部	9P
広報部	14P
各部紹介 ー公衆衛生部ー	15P
会員ひろば	
橋本佳子 藤田友昭 前田羊一	16P
10 月定例理事会報告	18P

第 56 号 (H23.12.10 発行)

歯肉炎を学校病に	1P
----------	----

第 2 回 広島市歯科医師会 学術講演会開催のお知らせ	2P
-----------------------------	----

巻頭言 南区副支部長 石川 潔	3P
行事報告	

第 4 回会館建設対応検討特別委員会開催さる	4P
------------------------	----

広島県歯科医師共済組合説明会開催さる	4P
--------------------	----

第 44 回十二大市歯科医師会役員連絡協議会	5P
------------------------	----

支部便り	
東区支部	6P
南区支部	7P
西区支部	9P

各部からの記事	
---------	--

学術部	9P
-----	----

保険・医療対策部	11P
----------	-----

情報調査部	11P
-------	-----

広報部	17P
-----	-----

各部紹介 ー公衆衛生部ー	18P
--------------	-----

会員ひろば	
-------	--

濱岡代枝 山村辰二 中島克	19P
---------------	-----

11 月定例理事会報告	21P
-------------	-----

第 57 号 (H24.1.10 発行)

巻頭言 西区副支部長 山本敏也	2P
-----------------	----

行事報告	
------	--

第 2 回ホームページ運営委員会	3P
------------------	----

平成 23 年度第 5 回 支部長・副支部長会開催さる	3P
-----------------------------	----

クリスマスパーティー	4P
------------	----

社団法人広島市歯科医師会 第 6 回定款・諸規程等改正検討委員会開催さる	6P
--------------------------------------	----

新年互礼会	6P
-------	----

支部便り	
------	--

南区支部	7P
------	----

西区支部	8P
------	----

各部からの報告	
---------	--

学術部	9P
-----	----

保険・医療対策部	10P
----------	-----

情報調査部	11P
-------	-----

広報部	16P
-----	-----

事務局紹介	17P
-------	-----

会員広場	
------	--

ひとり弦楽(幻覚?)アンサンブル	
------------------	--

中区支部 森田 薫	18P
-----------	-----

12 月定例理事会報告	20P
-------------	-----

第 58 号 (H24.2.10 発行)

巻頭言 中区支部 後藤眞也	1P
---------------	----

行事報告		巻頭言 中区支部 橋本隆	4P
第5回会館建設対応検討特別委員会	3P	行事報告	
第3回ホームページ運営委員会	3P	第8回定款・諸規程等改正検討委員会一答申	
第7回定款・諸規程等改正検討委員会	4P	書を土江健也会長に一	6P
平成23年度第2回学術講演会	4P	第4回ホームページ運営委員会	6P
支部便り 東区支部	5P	第6回支部長・副支部長会	7P
各部からの報告		第6回会館建設対応検討特別委員会	7P
保険・医療対策部	6P	支部便り	
情報調査部	7P	中区支部	8P
広報部	15P	東区支部	8P
会員ひろば		各部からの報告	
広島 <small>の</small> 養殖カキ筏 <small>が</small> 育んだ漁法 <small>～</small> カブセ釣り <small>～</small>		学術部	9P
東区支部 細原賢一	16P	保険・医療対策部	10P
1月定例理事会報告	19P	情報調査部	12P
		広報部	20P
第59号 (H24.3.10 発行)		会員ひろば	
広島東洋カープ 観戦の集い	1P	中区支部 山本亮	21P
中国四国厚生局による施設基準等適時調査について	2P	2月定例理事会報告	23P
あなたの診療室のホームページ、大丈夫ですか!? 「無痛治療」は使っちゃダメですよ!!	3P		

会員の皆様へ

広島市歯科医師会だよりに関するご意見やお問い合わせは、各記事に担当部がある場合は、担当部の理事あてにお願いします。それ以外については、広島市歯科医師会事務局ないしは広報部担当理事木村太言までお寄せ下さい。

広島市歯科医師会事務局 E-Mail: hiroshima@dentalpark.net

広報部担当理事 木村太言 E-Mail: tagon@ms2.megaegg.ne.jp